

ルニ至リタルカ状況左記ノ通

一、紛議発生ノ場所

東京府下岩淵町所在の警署直轄荒川下流河川工事
事務所

二、紛議発生ノ事情

管下市外岩淵町地先新大橋下流ノ荒川河川改良工
事ハ自由労働者ハ九十名ヲ使役シ日拂ヒ現金精取
ニシテ過去ニ於テ突然就業ヲ拒絶ナル、元何等ノ
物議ヲ醸セル事實ナリ、慣習ニテハ傳統的ニ如上ノ
産備関係ヲ継続シ来々、アルモノナルカ本月末工
事完了ノ運ヒトナリ、先、求不要ノ工事箇所ヨリ逐

次解雇シ来タリ更ニ去ルニ十一月二十一日二十名ヲ解雇
(残約三十名)シタルニヨル

三、労働者側ノ行動

去ルニ十一月一日解雇セラレタル土工二十名ハ現時ノ
不況ニ際シ他ニ就業ノ途ナク即日失業セタルハカ
ラナルヲ理由トシ跡取形付ニ使備セラレタリト歎
願シタル為工事現場主任ニ於テハ已ハラ得サル事
情トシテ翌二十一日、二十三日ノ兩日被備スル工ト
トセルニ従業員側ハ翌二十四日就業ノ目的ノ下ニ
定刻タル午前六時ニ現場ニ至リ就業セントシ拒絶
セラレタルカ止ラ旨也スレテ原ノ持場ニ終日ヲ過
ズレ帰途労働ノ請求ヲ為セルモ被備者ニ暇エトシ